

国立大学法人東京外国語大学における反社会的勢力に対する基本方針

令和5年7月25日
学 長 裁 定

（関係遮断）

1. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求に応じない。

（外部機関連携）

2. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

（法的対応）

3. 反社会的勢力による不当要求に対しては、学生、教職員及び役員の安全を優先し、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

（組織対応）

4. 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、組織的に対応する。

（禁止事項）

5. 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や学生、教職員及び役員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引や資金提供等は絶対に行わない。